

CISG における約款の組入

Incorporation of standard terms under the CISG

齋 田 統

Osamu SAIDA

要 旨

約款は多数の契約に用いるためにあらかじめ定式化された契約条項の総体とされる。2017年5月に成立した改正日本民法は、定型取引（ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であって、その内容の全部または一部が画一的であることがその双方にとって合理的なもの）において、契約の内容とすることを目的としてその特定の者により準備された条項の総体である定型約款について規律するが、約款の一般的定義や規律はしていない。

国際ルールである CISG (United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods) も約款の概念を定義しておらず、また約款の組入を規制する特別な規定もない。しかし、約款の組入の問題は契約の成立の主要部分であることから、約款が有効に契約に組入れられるための形式や要件等については CISG の一般原則によるというのが一般的な見方であり、大部分の裁判所は CISG 8条とともに14条以下により規律されるとする。本稿では CISG における約款の組入の問題について検討した。

キーワード：CISG 約款の組入

一 はじめに

約款は多数の契約に用いるためにあらかじめ定式化された契約条項の総体とされる¹。現代の取引社会において、約款は大量の同種取引を迅速かつ効率的に行うために広く利用され、必要不可欠なものとなっている²。

2017年5月に成立した改正民法は、定型取引（ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であって、その内容の全部または一部が画一的であることがその双方にとって合理的なもの）において、契約の内容とすることを目的としてその特定の者により準備された条項の総体である定型約款について規律するが、約款の一般的定義や規律はしていない。

国際ルールである CISG (United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods) も約款の概念を定義しておらず、また約款の組入を規制する特別な規定もない³。しかし、約款の組入の問題は契約の成立の主要部分であることから、約款が有効に契約に組入れられるための形式や要件等については CISG の一般原則によるというのが一般的な見方である⁴。本稿では CISG における約款の組入の問題について検討したい。

二 約款の組入要件

CISG は約款の組入を規制する特別な規定を有しておらず、また約款の概念も定義されていない⁵。CISG が起草された際には、約款の組入の問題を扱う特別の規定を置くことが議論されたが、CISG には契約の内容を解釈する規定がすでにあるため不必要であると考えられた⁶。CISG は約款の組入の問題を取り上げないが、約款の組入の問題は契約の成立の主要部分であることから、約款が有効に契約に組入れられるための形式や要件等については CISG の一般原則によるというのが一般的な見方である⁷。大部分の裁判所は CISG 8条とともに14条以下により規律されるとする⁸。

CISG Advisory Council (CISG-AC) Opinion No. 13, Black Letter Rules 1号は、「CISG 下で約款の契約組入は契約の成立および解釈の規定により決定される」とする⁹。そして、CISG-AC Opinion No. 13, Specific Comments 1.1 は、「CISG は約款組入のための要件を明示的に取り扱わないため、裁判所は一般に契約の成立と解釈を取り扱っている条文の解釈によらなくてはならない。この問題は、一方当事者が特定の表示で相手方が有した意図を知らなかった場合、その表示は相手方と同じ部類の合理的な者が同じ状況下でしたであろう理解に従って解釈されなくてはならないことを規定する CISG8条2項によって主に規律される」とする。また、CISG はその第2部で契約の成立について扱うが、当事者の表示と行為が、申込、承諾、および当事者間で確立された慣行の基礎となるため、当事者による表示の解釈を扱う CISG8条および9条を考慮する必要もあるとされている (CISG-AC Opinion No.13, Specific Comments 1.3)¹⁰。

(1) 同意

約款の有効な契約組入のためには他方当事者の同意が必要である。これは CISG14 条、18 条および 23 条の基礎をなす同意の一般原則に従うもので、同意なしには契約は締結されず、また約款も組入れられない。同意は約款に従って契約が締結されるという事実について必要とされるといのが一般的見方で、各条項の正確な内容については特に要しない。同意は契約への署名もしくは他の明示的表示により、または合理的な者が同意を推論するであろう行為によりなされ得る。ある約款の下で契約が締結される当事者間の慣行や取引慣習が存在する場合には同意は不要である (CISG9 条)¹¹。

CISG-AC Opinion No. 13, Black Letter Rules 2 号は、「約款は当事者が契約成立時に明示的または黙示的に組入に合意し、相手方が約款を認識する合理的機会を持つ場合に契約に組入れられる」とする¹²。また、CISG-AC Opinion No. 13, Specific Comments 2.13 は、「約款の承諾はしばしば約款を承諾したことを客観的に示す被申込者の行為から生ずる。これは、申込において約款の組入に対する明確な言及があり、交渉または契約時に合理的に利用可能で、被申込者が約款の組入に反対することなく履行を始める場合である。被申込者は行為時に交渉条件と共に約款を黙示的に承諾したと見なされる」としている¹³。

(2) 申込者による約款への言及と被申込者による約款の認識

約款が契約に組入れられるためには、合理的な者の理解する意図に従って解釈するとき約款が申込の一部である必要がある。これにより、約款が当事者間の交渉もしくは慣行のために申込の一部になったか、または慣習によって適用可能でない限り、一方では、申込者による約款への言及が要求され、他方では被申込者の約款の認識が要求されている¹⁴。

(一) 申込者による約款への言及

約款を申込の一部にするために申込において約款への言及が要求され、そしてそれは言及された約款が申込の一部を構成すべきであることを示す。このような言及の形式と明確性に関する特別な要件は CISG に規定されていないが、合理的な者が理解できるように明確でなければならない。言及がその約款を組入れようとしている当事者の母国語以外の言語で書かれるなら、必要な明確性は欠け得る¹⁵。

CISG-AC Opinion No. 13, Black Letter Rules 5 号は、「約款の組入への言及と約款自体は相手方と同じ部類で、同じ状況の合理的な者に明確でなければならない」とする¹⁶。そして、CISG-AC Opinion No. 13, Specific Comments 5.1 は、「約款の組入への言及は隠されたり、または見落

としやすい方法で印刷されるべきではない」としている¹⁷。また、約款自体も同じ状況の下で相手方と同じ部類に属する合理的な者に明確でなければならない（CISG-AC Opinion No. 13, Specific Comments 5.2¹⁸）。

CISGの下、約款のレイアウト、デザイン、形式、文字の大きさに関して特定の形式要件はない。CISG 8条2項により同じ部類の合理的な者が約款の内容を理解できる必要があるに過ぎない。約款が、例えば、読めない場合、組入れられたとみなすべきではない。文字が非常に小さく拡大鏡なしでは読めない場合、または表面の印刷によって裏面の文字を読めない場合などは読めないとみなされる（CISG-AC Opinion No. 13, Specific Comments 6.1¹⁹）。

約款が有効に契約に組入れられるためには約款への言及および約款自体にどのような言語が用いられなくてはならないかが問題となる。一般に、契約の言語でなされるなら必要な約款への言及は有効である。契約の言語とは、当事者が契約交渉して契約を締結した言語である。相手方が実際理解する言語で言及がなされるなら有効な言及であるが、別の言語での言及は無効である²⁰。

CISG-AC Opinion No. 13, Black Letter Rules 6号は、「組入への言及および約款は以下の場合明確とみなされる。第1に、合理的な者が読むことができ、理解することができる場合である。第2に、相手方が理解するものと合理的に期待することができる言語で利用することができる場合であり、このような言語には契約、交渉、または相手方により通常使用される言語が含まれる」とする²¹。また、CISG-AC Opinion No. 13, Specific Comments 6.5は、「相手方が約款を利用可能にしなければならないという一般原則に合わせて、約款の言語は被申込者が理解するものと合理的に期待することができる言語である必要がある。契約、交渉、または当事者間のコミュニケーションで相手方により使用された言語など理解するものと合理的に期待できる言語でないならば、異なった言語の約款は契約時点で相手方がアクセスできないであろう。相手方の営業所がある場所で一般に使用する言語は容認できる言語と見なすことができる。約款の言語が、相手方が理解するものと合理的に期待できる言語でないならば、当該約款は無視されなければならない」としている²²。

（二）被申込者の約款の認識

被申込者は約款を認識する合理的な機会を持たなくてはならない。この要件は意思表示が有効となるためには原則として相手方に到達しなくてはならないというCISGの原則に基づく。相手方に何が到達しなければならないか、すなわち約款への言及のみか、または約款自体かについては見解が分かれる²³。

第1の見解は、申込者がただ申込において約款に言及すべきことを意味し、被申込者が積極的に約款を認識する合理的な機会を持つことで十分であると考え、約款を求めることは被申込者に任せられると考える。第2の見解は、申込者が契約に組入しようとしている約款を被申込者が認

CISGにおける約款の組入

識することの保証を申込者に求める。この問題のリーディングケースは **Machinery** 事件と呼ばれる後述のドイツ連邦最高裁判所 2001 年 10 月 31 日判決で、裁判所は第 2 の見解に従って、CISG は約款を送るか、または利用可能にすることを約款準備者に要求すると判示した²⁴。

CISG-AC Opinion No. 13, **Black Letter Rules** 2 号は、「約款は当事者が契約成立時に明示的または黙示的に組入に同意し、相手方が約款を認識する合理的機会を持つ場合に契約に組入れられる」とする²⁵。CISG-AC Opinion No. 13, **Specific Comments** 2.3 は、「ドイツの **Machinery** 事件のアプローチはいくぶん議論の余地があるが、申込者が契約時に約款を利用できるようにすることが望ましいというのが多数意見である」とする²⁶。そして、CISG-AC Opinion No. 13, **Specific Comments** 2.5 は、「ドイツの **Machinery** 事件判決を、いくつかのドイツの下級裁判所とオランダの裁判所は、約款自体が契約締結時に被申込者に渡されるか、あるいは送付されるべきであることを意味すると解釈したが、これはあまりにも厳しい基準の設定である。**Machinery** 事件判決は、被申込者が約款を認識する合理的な機会を提供するその他の方法で約款を利用できるようにする余地を残す。例えば、約款の組入への言及は約款が利用可能な申込者のウェブサイトと言及するので十分であろう」とする²⁷。また、CISG-AC Opinion No. 13, **Specific Comments** 2.6 は、「当事者が同じ約款に従った取引が以前あったり、または被申込者が約款の内容を事前に知っていた場合には申込者は相手方に約款を利用可能にする必要はない」としている²⁸。

CISG-AC Opinion No. 13, **Black Letter Rules** 3 号は、次の場合、一方当事者は約款を認識する合理的機会を有したとみなされるとする。第 1 に、約款が契約締結に関連して使われた書類に添付されるか、またはその書類の裏面に印刷された場合である。第 2 に、契約交渉時に互いの面前で約款が利用可能な場合である。第 3 に、電子通信において、約款が電子的に利用・検索でき、契約交渉時にアクセスできる場合である。第 4 に、当事者が同じ約款に従う合意を以前した場合である²⁹。

三 判例

(1) パリ控訴院 1995 年 12 月 13 日判決³⁰

(一) 事実

フランスの買主は 1991 年 3 月 26 日にクッキーの外側を包む包装材をイタリアの売主に注文した。約款は注文書の裏面に記載された。約款にはパリの商事裁判所を指定する管轄裁判所条項が含まれた。この注文書は売主の代表者が署名し返却された。1991 年 4 月 23 日に、売主は買主に注文確認書を送付した。注文確認書の裏面に「約款に従う注文ありがとうございました」という

文言が記載されていた。裏面に記載された条項にはトルトナ（イタリア）の裁判所を指定する管轄裁判所条項が含まれた。商品は1991年5月にロリアン（フランス）の買主の構内で引渡された。非常に多数の消費者がクッキーの味とにおいに苦情を訴えたと主張して、買主らは売主らを訴えた。

（二）判旨

CISG18条2項に従って、申込の承諾は同意の表示が申込者に到達したときに効力を生ずる。CISG19条1項および2項は以下のように規定する。1項は、「承諾を意図するが、付加、制限または他の修正を含む申込への応答は、申込の拒絶であり、かつ反対申込となる」とし、2項は、「前項の規定にかかわらず、承諾を意図した申込に対する応答は、追加的または相違する条項を含んでいても、申込の条件を実質的に変更しないときは、申込者が不当に遅滞することなくその相違に口頭で異議を述べ、またはその旨の通知を發しない限り承諾となる。申込者がそのような異議を述べない場合、承諾に含まれる修正を加えた申込の条項が契約内容となる」とする。買主が裏面に約款が記載された注文書を買主に送付したことは証拠から明らかである。そしてその約款にはパリの商事裁判所を指定する管轄裁判所条項が含まれたが、書類の表にはこれらの約款への言及はなかった。係争中の売買契約はCISG18条2項の適用によって、買主が売主の代表者により署名され返却された注文書を受取ったとき、すなわち1991年4月5日に成立した。裏面に記載された一般条項への明確な言及が用紙の表面にないことに鑑みるとその約款が承諾されたとはいえない。約款を含む1991年4月23日の注文確認書は契約成立の後であって、CISG19条1項の反対申込と解することはできないと判示した。

（2）オーストリア最高裁判所1996年2月6日判決³¹

（一）事実

1990年9月26日に買主のマネージャーと売主の執行社員が準備交渉に入った。その話合いの際に当該執行社員はH. Cooperationsgesellschaft mbH & Co KGというタイトルの青いパンフレットをプロモーションのために使用した。買主が約款を含むこのパンフレットを受取ったかどうか、買主がかつて約款を将来の契約に組入れることに同意したかどうか、または買主が1990年12月19日の契約交渉でこれらの条項の約款への組入を特に同意したか明らかでない。1990年10月8日に関係者間のさらなる交渉がシュトゥットガルトで行なわれた。この話合いにおいて、サウジアラビアとの取引の基礎としての包括協定の草案が概ね合意された。この包括協定は通常インコタームズの下で行なわれている日常の契約に適用されないことになっていた。1990年10月17日に売主は買主に包括協定の草案を送付したが、買主はあまりにも一方的と考えそれ以上進め

CISG における約款の組入

なかった。当事者のビジネス関係が新たなビジネス関係であったことから、取引はすべて信用状取引で行うことで合意した。その後、売主と買主はベルギーを最終仕向地とするプロパンガスの売買契約を締結した。そして、買主は売主に船積港を知らせるよう依頼した。また買主は銀行によって信用状が処理されなかったことを売主に伝えた。売主は供給元からオランダ、ベルギー、あるいはルクセンブルグへのガス輸出の承認が得られず、ガスの引渡がもはやできないことを買主に知らせた。そのため、売主は船積港を指定せず、買主も信用状を開設しなかった。買主はその顧客の代替品の購入から生じた損害の賠償を売主に求めた。

(二) 判旨

契約が締結された時に CISG はすでにオーストリアで発効しているため、当該契約には CISG が適用される。CISG は約款の契約への組入のための特定の要件を定めない。そのため、このような組入のために必要な要件は契約成立要件を定める CISG14 条以下による。従って、被申込者が申込者の意図を知らないはずはあり得なかった場合に、約款が契約の一部になるためには、申込者の意図によって申込の一部でなければならない。このような申込への組入は黙示的にされ得、または当事者間の交渉もしくは当事者間に確立した慣習から推定され得る。一般的に、準備交渉のみで表明され、当事者によって明示的に合意されない一方当事者の意図が CISG9 条の意味での慣行になり、当事者間の契約の一部になることはあり得る。しかし、そのためには一方当事者がある約款の下でのみ契約を締結する意思を有することを相手方がその状況から気づいていることが要求される。本件において、買主が売主の約款を知っていたと認定できないため、CISG9 条の意味で当事者間に契約上の合意の基礎が形成されたという結論を導き出すことはできない。また、売主が包括協定の締結交渉の枠組みにおいて約款を日常の契約の基礎とすることを意図したことを買主が知ったか知るべきだったことを推定することはできない。買主が約款と、それをすべての契約の基礎とする売主の意図の両方を知っていた場合に限り、約款は特別な合意なく CISG9 条に従って契約上の合意の一部となり得ると判示した。

(3) ドイツ連邦最高裁判所 2001 年 10 月 31 日判決³²

(一) 事実

ドイツの売主はスペインの買主に 1998 年 6 月 25 日の注文確認書に従って 1981 年製の中古のコンピュータ制御の圧延機を 370,000 ドイツマルクで売却した。機械の配置は L 社の機械工が営業日に行うことになっていた。中古の機械は瑕疵担保責任を負わないとする約款は 1998 年 6 月 25 日の注文確認書には添付されなかった。機械は買主によって雇われた運送業者によってスペインに輸送された後、スペインの会社によって設置され、接続された。L 社によって急派された機械

工Aは1998年7月15日から18日、そして1998年7月21日から27日の訪問中に機械を作動させることができなかった。L社からのエレクトロニクス専門家の助けを借りて、1998年9月28日から10月1日の3度目の訪問の間に問題は解決され、その時から機械は問題なく作動した。買主は売主等にこの作業に関連して生じた損害賠償を求めた。

(二) 判旨

約款に基づく契約の被申込者は合理的方法で約款を認識できたことが必要とされることに異論はない。約款の有効な組入のためにはまず約款の組入を望む申込者の意思がその相手方に明白である必要がある。さらに、CISGにより申込者は、約款の内容を被申込者に送付するか、あるいは他の方法でそれを利用可能にすることが要求されると判示した。

(4) カリフォルニア州連邦地方裁判所 2010年1月21日判決³³

(一) 事実

2008年4月2日に買主は売主から遠心分離機を購入した。遠心分離機はオーストラリアの企業(STS)が製造し、別途契約の下卸売業者である売主に売却した。2008年9月に遠心分離機を設置し始動させたが、遠心分離機は仕様通りに作動しなかった。買主は売主に契約不適合の通知をした。買主は最終的に売主を訴えた。そして、売主はSTSを訴えた。STSは当事者間の契約によって、STSと売主はいかなる紛争もオーストラリアで解決することに合意したと主張した。STSは、STSと売主が契約を締結した際に約款が契約の一部であったと主張した。約款には裁判管轄条項があり、「当事者間のいかなる紛争もSTSの選択で、ビクトリア州の法律に従って(ビクトリア州に裁判権がある)、または調停を通して最終的に解決される」と規定されていた。売主は約款が当事者の契約の一部であることを争った。

(二) 判旨

STSの売主に対する申込は2008年2月29日のEメールによる見積の送付によりなされた。このEメールには約款が添付された。約款はSTSの申込の一部であった。CISG18条1項により、同意を示す被申込者の行為は承諾となる。売主は見積を受取った後、当該見積を買主への説明に組入れた。2008年4月2日に買主は売主から遠心分離機を購入する契約を締結した。売主は遠心分離機を注文し、買主に引渡された。売主が遠心分離機を買主に売ったことから、STSの申込の条件は承諾された。CISG上承諾には申込まれた条件の署名や形式主義は要求されない。CISG18条3項により、相手方が申込者に通知することなく物品の発送または代金の支払等の行為を行うことにより同意を示すことができる場合には、承諾は当該行為が行われたときに効力を生ずる。

CISG における約款の組入

STS は売主に見積を送った時に添付書類の一部として同時に約款を送った。見積の条件を承認することによって、売主は約款を含む遠心分離機の販売条件を受け入れた。したがって、売主は約款を承諾したと判示した。

(5) ハーグ高等裁判所 2014 年 4 月 22 日判決³⁴

(一) 事実

売主はナッツ、ドライフルーツおよび種の売買を扱うオランダの会社である。買主はドイツのチョコレート製品の製造業者である。2011 年 2 月に、売主が買主に 12,000 個のアップルリングを引渡す売買契約が締結された。当該契約の準拠法は CISG である。2011 年 9 月 5 日に買主は売主に引渡されたアップルリングの一部に人の食用に適さないダニの細菌を含んでいたと訴えた。当該契約以前に、両当事者は 7 つの類似の契約を締結しており、最初の契約は 2007 年 9 月 4 日であった。以前のすべての確認書と送り状において、売主はドライフルーツ、スパイスおよび類似の製品のオランダ貿易協会の約款 (NZV) に言及した。すべての文書は英語で起草されていた。契約確認書にも同じく言及があった。買主は売主の部分的にダニの細菌で汚染されたアップルリングの引渡について 25 万ユーロとその利子の賠償を求めた。売主は NZV 約款が契約に適用され、当該約款は仲裁条項を含むため、法的に有効な仲裁合意が当事者間に生じると主張した。そして、オランダ民事訴訟法 1022 条よりロッテルダム地方裁判所には裁判管轄権がないと売主は主張した。ロッテルダム地方裁判所は売主の主張を認め本件について裁判権がないと判示した。これに対して買主と買主の保険会社は、約款の適用に必要な NZV 約款の内容を認識する合理的な機会を売主が買主に与えていなかったという事実を地方裁判所は看過していると主張した。

(二) 判旨

CISG が契約の準拠法であるなら、契約が有効に締結されたかどうか、および約款が契約の一部を構成するかどうかは CISG によって規律されなければならない。約款が適用可能であるかどうかの答えは CISG のいくつかの規定に見出すことができ、裁判所は CISG 7 条 1 項を遵守してこれらを解釈しなければならない。約款が契約の一部になったかどうかは契約の成立と解釈を規律するルールに従い CISG の範囲内で決定される。もし契約成立時に当事者が明示あるいは黙示に約款の契約への組入に同意して、相手方がこれらの約款を認識する合理的な機会を持ったなら約款は契約の一部になる。次に、問題は、約款を認識する合理的な機会の要件が満たされたときである。約款は契約締結時に直接渡されるか、あるいは送付されなければならないという、ドイツおよびオランダのいくつかの下級裁判所で要求された要件は、ドイツ連邦最高裁判所判決のあまりにも厳格な解釈に基づく。CISG Advisory Council は当事者が約款を認識する合理的な機会を

持ったと考えられ得る状況を以下のように非網羅的に列挙し、裁判所もこれに従う。第1に、約款が契約締結に関連して使われた書類に添付されるか、またはその書類の裏側に印刷された場合、第2に、契約交渉時に互いの面前で当事者が約款を利用可能な場合、第3に、電子通信において、約款が電子的に利用・検索でき、契約交渉時にアクセスできる場合、第4に、当事者が同じ約款に従う合意を以前した場合である。

売主は買主に約款が送付されなかったことについて十分な根拠に基づいて争わなかった。売主がその書類で言及する約款に買主が気づく唯一の可能性はインターネット上のNZVのウェブサイトにあるもので、買主はそこで見ることはできたはずということである。しかしながら、約款を認識するこのような可能性に対する明確な言及がなかったことから、これらの約款が契約の一部になったと考えるのは不適當である。

売主は当事者間ですでに以前7つの契約を締結し、その際、売主は常に送り状と確認書でNZV約款に言及したとするが、買主が実際にその時約款を認識する合理的な機会を持ったことについて主張も立証もなかったため、約款が以前の契約に適用され得たと考えることはできない。さらに、以前買主が売主に当該言及の意味を明確化するように求める必要を感じなかった事実はCISGの下でNZV約款の適用可能性に同意したという正当な期待を生じさせない。またNZV約款が仲裁条項を含むことを買主が知っていたか、あるいは知っているべきであったという事実も約款を認識する合理的な機会の要件に影響を与えない。売主はもし証明されるなら異なる結論を導き得るいかなるものも提示しなかった。管轄違いの法的効果をもたらす事実について挙証責任を負うのは買主や買主の保険会社ではなく売主であると判示した。

四 おわりに

CISGは約款の組入を規制する特別な規定を有しておらず、また約款の概念も定義されていないが³⁵、約款の組入の問題は契約の成立の主要部分であることから、約款が有効に契約に組入れられるための形式や要件等についてはCISGの一般原則によるというのが一般的な見方である³⁶。

約款が契約に組入れられるためには、合理的な者の理解する意図に従って解釈するとき約款が申込の一部である必要があることから、約款が当事者間の交渉もしくは慣行のために申込の一部になったか、または慣習によって適用可能でない限り、一方では、申込者による約款への言及が要求され、他方では被申込者の約款の認識が要求されている³⁷。

約款の組入に関して最も重要で問題になるのは、他方当事者が与えられなければならない情報の標準である。被申込者の約款の認識の要件に関しては、相手方に何が到達しなければならないか、すなわち約款への言及のみか、または約款自体かについて見解が分かれる³⁸。ドイツ連邦最

CISGにおける約款の組入

高裁判所 2001 年 10 月 31 日判決は、CISG により申込者は約款の内容を被申込者に送付するか、あるいは他の方法でそれを利用可能にすることが要求されると判示した³⁹。

インターネット上の約款の提示が「相手に利用可能にする」というのに十分かどうかについて、売買契約自体がインターネット上で締結されているなら、ホームページのハイパーリンクによるダウンロードで約款が利用可能な場合には十分といえる⁴⁰。CISG-AC Opinion No. 13, Specific Comments 3.5 も、当事者が E メールまたは他の電子的手段で交渉する場合、一般的に約款が E メールに添付されたり、約款につながるハイパーリンクをクリックすることによってアクセスできるならば十分であるとする⁴¹。

インターネットによって約款を入手することは他の手段よりしばしばより容易であるかもしれないが、世界各地の商人間の取引に適用され得る CISG の下、インターネットがすべての売主または買主にとって必ずしも容易にアクセスできると直ちに考えることはできない。したがって、インターネット上の約款の利用可能性はそれ自体で「相手に利用可能にする」というのに十分とみなされるべきではなく、関係当事者が以前に当事者間のコミュニケーションやインフォメーションの手段としてインターネットを使用した場合にのみ「相手に利用可能にする」というのに十分といえる。契約がインターネット上、または個別の電子メールによってではなく、他のコミュニケーションの手段によって締結された場合、インターネット上の約款の利用可能性は「他の方法でそれを利用可能にする」というのに十分ではないと考えられる⁴²。

注

- 1 中田裕康『契約法』（2017 年）32 頁。
- 2 法制審議会「法制審議会第 174 回会議（平成 27 年 2 月 24 日開催）議事録」11 頁。
- 3 DiMatteo et al., *International Sales Law: Contract, Principles & Practice*, 2016, p.246.
- 4 Magnus, *Incorporation of Standard Contract Terms under the CISG*, in Andersen & Ulrich G. Schroeter eds., *Sharing International Commercial Law across National Boundaries: Festschrift for Albert H. Kritzer on the Occasion of his Eightieth Birthday*, 2008, pp.305-307.
- 5 DiMatteo et al., *op. cit.*, p.246.
- 6 Schwenzer, *Commentary on the UN convention on the International Sale of Goods (CISG)*, 4th ed., 2016, p.290.
- 7 Magnus, *op. cit.*, pp.305-307.
- 8 Schwenzer, *Commentary on the UN convention on the International Sale of Goods (CISG)*, p.290.
- 9 Schwenzer, *The CISG Advisory Council Opinions*, 2017, p.296.
- 10 Schwenzer, *The CISG Advisory Council Opinions*, p.300.
- 11 Magnus, *op. cit.*, pp.318-319.
- 12 Schwenzer, *The CISG Advisory Council Opinions*, p.296.

- 13 Schwenzer, *The CISG Advisory Council Opinions*, p.307.
- 14 Schwenzer, *Commentary on the UN convention on the International Sale of Goods (CISG)*, p.292.
- 15 Schwenzer, *Commentary on the UN convention on the International Sale of Goods (CISG)*, pp.292-293.
- 16 Schwenzer, *The CISG Advisory Council Opinions*, p.296.
- 17 Schwenzer, *The CISG Advisory Council Opinion*, p.311.
- 18 Schwenzer, *The CISG Advisory Council Opinions*, p.312.
- 19 Schwenzer, *The CISG Advisory Council Opinions*, p.312.
- 20 Magnus, *op. cit.*, pp.324-325.
- 21 Schwenzer, *The CISG Advisory Council Opinions*, p.296.
- 22 Schwenzer, *The CISG Advisory Council Opinions*, p.313.
- 23 Magnus, *op. cit.*, p.319.
- 24 Schwenzer, *Commentary on the UN convention on the International Sale of Goods (CISG)*, pp.294-295.
- 25 Schwenzer, *The CISG Advisory Council Opinions*, p.296.
- 26 Schwenzer, *The CISG Advisory Council Opinions*, p.304.
- 27 Schwenzer, *The CISG Advisory Council Opinions*, pp.304-305.
- 28 Schwenzer, *The CISG Advisory Council Opinions*, p.305.
- 29 Schwenzer, *The CISG Advisory Council Opinions*, p.296.
- 30 CA Paris 13 December 1995, 95-019179, <http://cisgw3.law.pace.edu/cases/951213f1.html>. 井原宏 = 河村寛治編『判例ウィーン売買条約』（2010年）86頁以下。
- 31 OGH 6 February 1996, 10 Ob 518/95, <http://cisgw3.law.pace.edu/cases/960206a3.html>. 井原 = 河村編・前掲『判例ウィーン売買条約』98頁。
- 32 BGH 31 October 2001, VIII ZR 60/01, <http://cisgw3.law.pace.edu/cases/011031g1.html>. 井原 = 河村編・前掲『判例ウィーン売買条約』26頁以下。
- 33 DC (Eastern Dist. California)21 January, CV F 09-1424 LJO GSA , <http://cisgw3.law.pace.edu/cases/100121u1.html>.
- 34 HOF Den Haag 22 April 2014, 200.127.516-01, <http://cisgw3.law.pace.edu/cases/140422n1.html>.
- 35 DiMatteo et al., *op. cit.*, p.246.
- 36 Magnus, *op. cit.*, pp.305-307.
- 37 Schwenzer, *Commentary on the UN convention on the International Sale of Goods (CISG)*, p.292.
- 38 Magnus, *op. cit.*, p.319.
- 39 BGH 31 October 2001, VIII ZR 60/01.
- 40 Schwenzer, *Commentary on the UN convention on the International Sale of Goods (CISG)*, p.299.
- 41 Schwenzer, *The CISG Advisory Council Opinions*, p.309.

CISG における約款の組入

42 Schwenger, Commentary on the UN convention on the International Sale of Goods (CISG), p.300.

